

当座勘定規定 新旧対照表

[赤字部を改定]

新（2026 年 10 月 1 日より改定）	旧
第 1 条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 ～省略～ 第 7 条（手形・小切手の支払） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026年9月30日を越えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。 ④前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合は、取引を行うことはできません。 第 8 条（手形、小切手用紙等） ①当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用し、2026年9月30日までに振り出して下さい。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、および2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。 ③前 2 項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 ④当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。	第 1 条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ②（同左） ③（同左） ④（同左） ～省略～ 第 7 条（当座勘定の払出し） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②（同左） ③（同左） ④（同左） 第 8 条（手形、小切手用紙等） ①当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用して下さい。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③（同左） ④（同左）

- ⑤払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。
- ⑥当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3ヶ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑦前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

～省略～

第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を越えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。
- ②前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条（線引小切手の取扱い）

- ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を越えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。
- ②前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

～省略～

- ⑤（同左）
- ⑥（同左）
- ⑦（同左）

～省略～

第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- ①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ②（同左）

第19条（線引小切手の取扱い）

- ①線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- ②（同左）

～省略～

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【小切手用法】

2026年10月1日 現在

～省略～

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を越えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

～省略～

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【約束手形用法】

2026年10月1日 現在

～省略～

3. 提出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

～省略～

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【為替手形用法】

2026年10月1日 現在

～省略～

4. 提出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

～省略～

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【小切手用法】

2025年9月25日 現在

～省略～

2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

～省略～

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【約束手形用法】

2025年9月25日 現在

～省略～

3. 提出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

～省略～

【2023年12月1日より当座預金の新規取扱廃止】

【為替手形用法】

2025年9月25日 現在

～省略～

4. 提出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。

～省略～